

東京都廃棄物審議会
災害廃棄物処理計画拡大部会（第1回）

日時：令和5年2月22日（水）

10：00～12：00

形式：WEB会議

議 事 次 第

1 開会

2 議事

- （1）災害廃棄物処理計画拡大部会の設置について
- （2）災害廃棄物処理計画改定の背景について
- （3）検討事項 ア 風水害等への対応強化
 - ①処理の考え方等の整理について
 - ②発生量推計の取り扱いについて
- （4）今後のスケジュールについて
- （5）その他

3 閉会

<配布資料>

- 資 料 1 災害廃棄物処理計画拡大部会委員等名簿
- 資 料 2 災害廃棄物処理計画拡大部会の設置について
- 資 料 3 災害廃棄物処理計画改定の背景について
- 資 料 4 処理の考え方等の整理について
- 資 料 5 発生量推計の取り扱いについて
- 資 料 6 今後のスケジュール

- 参考資料1 第1回災害廃棄物処理計画部会での主な意見について
- 参考資料2 第2回災害廃棄物処理計画部会での主な意見について
- 参考資料3 東京都災害廃棄物処理計画（平成29年6月 東京都）

東京都廃棄物審議会災害廃棄物処理計画拡大部会委員等名簿

(敬称略、委員及び自治体職員等順、五十音順)

委 員	岡 山 朋 子	大正大学地域創生学部 教授
	高 田 光 康	公益財団法人廃棄物・3R研究財団 研究参与
	多 島 良	国立研究開発法人国立環境研究所資源循環領域 資源循環社会システム研究室 主任研究員
	宮 脇 健太郎 (部会長)	明星大学理工学部 教授
	森 朋 子	国士舘大学政経学部 講師
自 治 体 職 員 等	阿 部 正 宏	中野区 環境部 ごみゼロ推進課長
	新 井 進	東京二十三区清掃一部事務組合 施設管理部 管理課長
	鈴 木 克 彦	環境省 関東地方環境事務所 資源循環課長
	鈴 木 賢	環境省 環境再生・資源循環局 環境再生事業担当参事官付 災害廃棄物対策室 課長補佐
	中 村 守 助	浅川清流環境組合 事業課長
	奈 良 智 昭	八王子市 資源循環部 ごみ減量対策課長

趣旨及び目的等

- ・ 現行の東京都災害廃棄物処理計画は、2017（平成29）年6月に策定して以来5年が経過した。この間、大型台風による被害が発生していることや、本年、首都直下地震等による東京の被害想定の見直しが行われたことから、同計画の改定の必要性が生じている。
- ・ そのため、都は、2022（令和4）年12月16日に、東京都廃棄物審議会に「東京都災害廃棄物処理計画の改定について」諮問し、審議会は、具体的な内容について検討するため、災害廃棄物処理の専門家である臨時委員を含めた「災害廃棄物処理計画部会」を設置を決定した。
- ・ 検討に当たっては、実務を担う自治体職員等との意見交換が重要なため、拡大部会は、部会委員に加えて、区市町村及び一部事務組合、国の職員で構成する。

検討事項

- ・ 災害廃棄物処理計画を実効あるものとするため、東日本大震災をはじめとする各地の自然災害に伴う災害廃棄物処理の経験等から得られた教訓やノウハウを踏まえ、次の事項について検討し、災害廃棄物処理計画を改定する。

1 風水害等への対応強化

- ①処理の考え方等の整理について
- ②発生量推計の取り扱いについて

第1回拡大部会での検討事項

2 災害廃棄物処理計画の更なる実効性向上

- ③各主体との役割分担の整理について
- ④各主体との連携強化について
- ⑤仮置場の考え方の整理について
- ⑥住民等への啓発・広報について

第2回拡大部会での検討事項

近年の大規模災害における災害廃棄物の発生量等

資料 3

災害発生 年月	災害名称	災害 種別	損壊家屋数（棟）						災害廃 棄物量 (万トン)
			全壊	半壊	一部 破損	床上 浸水	床下 浸水	焼損	
平成7年 1 月	阪神・淡路大震災	地震	104,906	144,274	390,506			7,574	1,500
平成16年10月	新潟県中越地震	地震	3,175	13,810	105,682			建物火災 (9件)	60
平成23年3月	東日本大震災	地震・ 津波	122,005	283,156	749,732	1,489	9,786	火災 (330件)	3,100 ※ 1
平成28年 4 月	熊本地震 (熊本県)	地震	8,657	34,491	155,095			火災 (15件)	311
平成30年 7 月	平成30年7月豪雨 (岡山県,広島県, 愛媛県)	水害	6,603	10,012	3,457	5,011	13,737		190
令和元年 9 ～ 10月	令和元年房総半島 台風・東日本台風	水害	3,650	33,951	107,717	8,256	23,010		116
令和 2 年 7 月	令和2年7月豪雨	水害	1,621	4,504	3,503	1,681	5,290		53.4 ※ 2
令和 3 年 7 月	令和3年7月豪雨	水害	59	115	342	472	2,638		1.3 ※ 2
令和 3 年 8 月	令和3年8月豪雨	水害	43	1,315	295	1,023	5,527		7.6

第 1 回 令和 3 年度災害廃棄物対策推進検討会 近年の自然災害における災害廃棄物対策について
(環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室 令和 3 年 1 2 月 1 3 日) を引用し一部改変

※ 1 津波堆積物1,100を含む。

※ 2 土砂混じりがれきを含む。

首都直下地震等による東京の被害想定（震度分布等）

本計画で発生量等を計算する上で対象とする地震災害

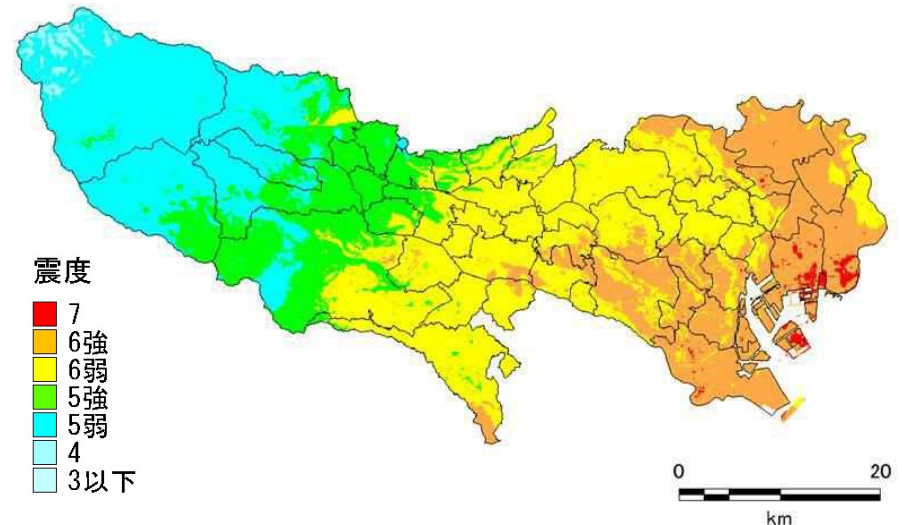
都心南部直下地震（M7.3）の震度分布

- 都内で最大規模の被害が想定される地震で、震度6強以上の範囲は区部の約6割に広がる。

被害想定（冬・夕方・風速8 m/s）（抜粋）

- 建物被害※ 408,281棟（想定）
- 避難者数 2,993,713人（想定）

※ 全壊・半壊・焼失棟数



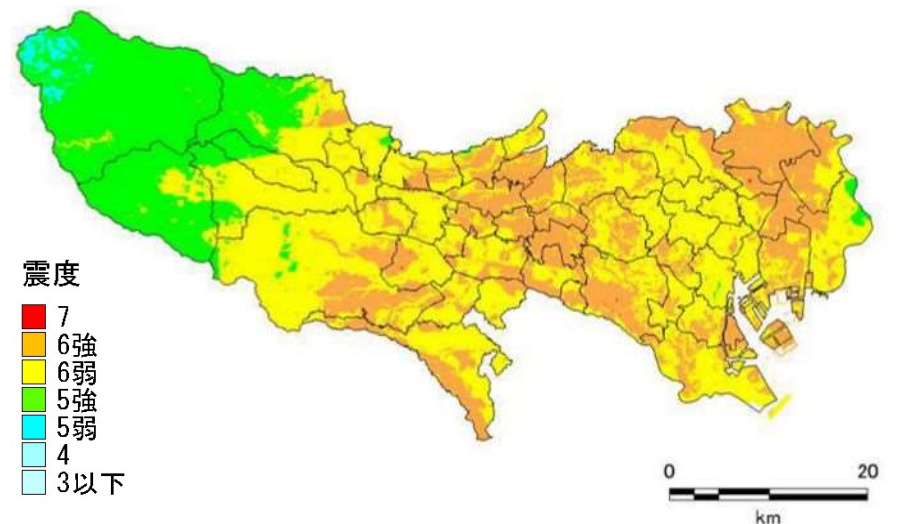
多摩東部直下地震（M7.3）の震度分布

- 多摩地域に大きな被害が想定される地震で、震度6強以上の範囲は多摩地域の約2割に広がる。

被害想定（冬・夕方・風速8 m/s）（抜粋）

- 建物被害※ 387,427棟（想定）
- 避難者数 2,755,568人（想定）

※ 全壊・半壊・焼失棟数



首都直下地震等による東京の被害想定（災害廃棄物発生量の比較等）

前回計画時（平成24年）（冬・夕方・風速8m/s）

区分		災害廃棄物 (万トン)	建物被害（棟）		
			全壊	半壊	火災
東京湾 北部地震	区部	4,049	111,898	295,020	195,309
	多摩	241	4,325	34,464	5,940
	合計	4,289	116,224	329,484	201,249
多摩直下 地震	区部	2,071	44,194	237,044	23,480
	多摩	1,050	31,474	92,510	42,291
	合計	3,121	75,668	329,554	65,770

今回計画改定時（令和4年）（冬・夕方・風速8m/s）

区分		災害廃棄物 (万トン)	建物被害（棟）		
			全壊	半壊	火災
都心南部 直下地震	区部	2,888	77,031	173,223	109,111
	多摩	277	5,168	34,124	9,623
	合計	3,164	82,199	207,348	118,734
多摩東部 直下地震	区部	2,070	55,380	161,784	67,150
	多摩	629	14,729	61,110	27,275
	合計	2,699	70,108	222,894	94,425

小数点以下の四捨五入により、合計値は合わない場合がある。

令和4年5月に、東京都総務局が発表した「首都直下地震等による東京の被害想定（東京都防災会議）では、耐震化や出火防止対策の推進により、全壊棟数、焼失棟数は前回想定から3～4割減少。

災害廃棄物発生量は以下のとおり。

【区部（災害廃棄物最大発生量）】

東京湾北部地震 4,049万トン ⇒ 都心南部直下地震 2,888万トン

【多摩（災害廃棄物最大発生量）】

多摩直下地震 1,050万トン ⇒ 多摩東部直下地震 629万トン

都内廃棄物処理施設の処理可能量の変化

前回計画時（平成29年）

（単位：万トン）

	災害廃棄物発生量※1（東京湾北部地震）						焼却施設の処理可能量			破碎施設の処理可能量		
	合計	コン がら	木くず	金属 くず	その他 （可燃）	その他 （不燃）	合計	公共	民間	合計	民間 （木くず）	民間 （がれき）
区部	4,047	2,835	302	186	75	648	72	50	22	3,101	432	2,669
多摩 地域	240	157	25	10	6	43	62	61	1	1,248	69	1,179
都内計	4,287	2,992	328	196	81	691	134	111	23	4,349	501	3,848

※1 端数調整の関係で合計が一致しないことがある。



今回計画改定時（令和4年）

（単位：万トン）

	災害廃棄物発生量※1（都心南部直下地震）						焼却施設の処理可能量			（参考）破碎施設の処理可能量※2		
	合計	コン がら	木くず	金属 くず	その他 （可燃）	その他 （不燃）	合計	公共	民間	合計	民間 （木くず）	民間 （がれき）
区部	2,888	2,263	215	87	40	282	109	87	22	2319	222	2097
多摩 地域	277	198	31	8	4	36	54	54	0	1026	63	963
都内計	3,165	2,460	246	95	45	318	163	141	22	3,345	285	3,060

※1 端数調整の関係で合計が一致しないことがある。

※2 データ集計中のため、令和4年11月時点データで算出した。

国の動向（主な指針、各種手引及びマニュアル等の概要等）

指針の名称	年度等		概要
災害廃棄物対策指針（改定版）	平成30年3月	環境省	【指針の目的】 都道府県及び市町村における災害廃棄物処理計画の作成に資することを目的に、平成23年3月11日の東日本大震災の経験を踏まえ、今後発生が予測される大規模地震や津波及び水害による被害を抑止・軽減するための災害予防、さらに発生した災害廃棄物（避難所ごみ等を含む）の処理を適正かつ迅速に行うための応急対策、復旧・復興対策について、必要事項を整理したもの。 【改定概要（平成30年3月）】 （１）近年の法改正を受けた計画や指針の位置づけの変化等への対応 ● 廃棄物処理法及び災害対策基本法の改正に基づく改定（平成30年3月） －災害廃棄物対策指針等の位置づけを明記 －地方公共団体が策定する災害廃棄物処理計画の位置づけを明記 －廃棄物処理施設の設置や活用に関する特例措置等の追加 ● 地域ブロック協議会やD.Waste-Net等の役割を明記など （２）近年発生した災害時の対応を受けた実践的な対応に繋がる事項の充実 ● 平時、災害応急対応期、復旧・復興期、それぞれのステージで必要とされる事項を具体化 ・ 災害応急対応期における初動対応で実施すべき事項の具体化（し尿や片付けごみ対策の必要性、住民への周知の重要性等） ・ 災害時に実際に連携した団体（ボランティアを含む）への働きかけの強化 ・ 特別対応が必要な廃棄物の取り扱いの充実（太陽光パネルや蓄電池など）など （３）上記（２）を受けた平時の備えの充実 ● 自治体における災害廃棄物処理計画の策定の必要性や体制整備の具体化 ● 仮置場の確保、運営等に関する考え方の整理 ● 人材育成・研修や災害協定の重要性の充実など ⇒国、都道府県、市区町村（支援/受援）、関係団体などの役割を明確化

第1回 令和3年度災害廃棄物対策推進検討会 災害廃棄物対策に関するこれまでの主な取組
（環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室 令和3年12月13日）から引用し一部改変

国の動向（主な指針、各種手引及びマニュアル等の概要等）

手引き等の名称	年度等		概要
災害廃棄物対策 現地支援オペレーションマニュアル	平成31年 3月	環境省	現地支援チームが効率的かつ効果的に活動できるよう、標準的な対応をとりまとめたマニュアル
廃棄物処理法第9条の3の3に係る災害廃棄物処理の特例措置における自治体の条例制定事例	令和2年 3月	環境省	仮設処理施設の迅速な設置や既存の処理施設の有効活用が期待できる「非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例 法9条の3の3」に必要な条例が制定されている自治体の事例書
災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル	令和2年8月	環境省 防衛省	環境省、防衛省、自治体、ボランティア、NPO等の関係者の役割分担や、平時の取組、発災時の対応等を整理したマニュアル
災害時に発生する廃石膏ボードの再生利用について	令和3年 3月	環境省	廃石膏ボードの発災時の発生源や性状、安全性や再生利用に向けた取組を解説した手引書
大規模災害発生時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画【第三版】及び関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム運営マニュアル	令和3年 3月	環境省関東 地方環境事務所	大規模災害時において、県域を越える支援や処理が必要となった場合において、関東ブロック内（関東ブロックとは茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び静岡県）の連携を図り、平常時及び発災時に相互協力体制を構築するために策定された計画及びマニュアル
災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き	令和3年 3月 改訂	環境省	災害時の初動対応に特化して初動対応手順及び平時の事前検討事項をまとめた手引書
地方公共団体向け仮設処理施設の検討手引き	令和3年 5月	環境省	仮設処理施設の計画、発注、建設、運営等に係る課題や対応策を取りまとめた手引書

第1回 令和3年度災害廃棄物対策推進検討会 災害廃棄物対策に関するこれまでの主な取組
（環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室 令和3年12月13日）を引用し一部改変・追加等

《背景》

- 水害において発生する災害廃棄物の特徴としては、下表のとおり、地震災害とは一定程度異なる。そのため、風水害における処理の考え方等を整理することが必要となる。
- また、地震災害に比べて早い段階で片付けごみが多く排出されることから、片付けごみのフローや、第2回部会において意見の上がった、発災直前の取組や用語の統一について整理することが求められている。
- さらに、片付けごみを処理する際に課題となる処理困難物や、地震災害・風水害以外の災害の考え方を整理し、災害対応力向上を図ることが求められている。

(参考) 水害と地震災害で発生する災害廃棄物の特徴

項目	水害	地震災害
排出のされ方	• 発災後、水が引き片付けが始まると一斉に排出される • 水に浸かり搬出し難いため、被災場所の近隣に排出されることが多い	• 片付けごみは、余震が落ち着いてから一斉に排出される • 損壊家屋の解体に伴うごみは、個々の家屋等の解体時に順次排出される
発生しやすい廃棄物	• 片付けごみが中心（水に浸かった家財類（布団、畳、ソファ等））、その他、土砂に流木や草等が混じった混合廃棄物など	• 損壊家屋等の解体に伴うがれき類（コンクリートがら、廃瓦、木材、金属等）が中心
廃棄物の性状	• 水に濡れ腐敗しやすく、悪臭や火災が発生するリスクが高い • 土砂が付着している	• 土砂の付着は比較的少ない

熊本県廃棄物処理計画（第5期）第7章 災害廃棄物の処理に関する事項（熊本県災害廃棄物処理計画）から引用し一部改変

《目的》

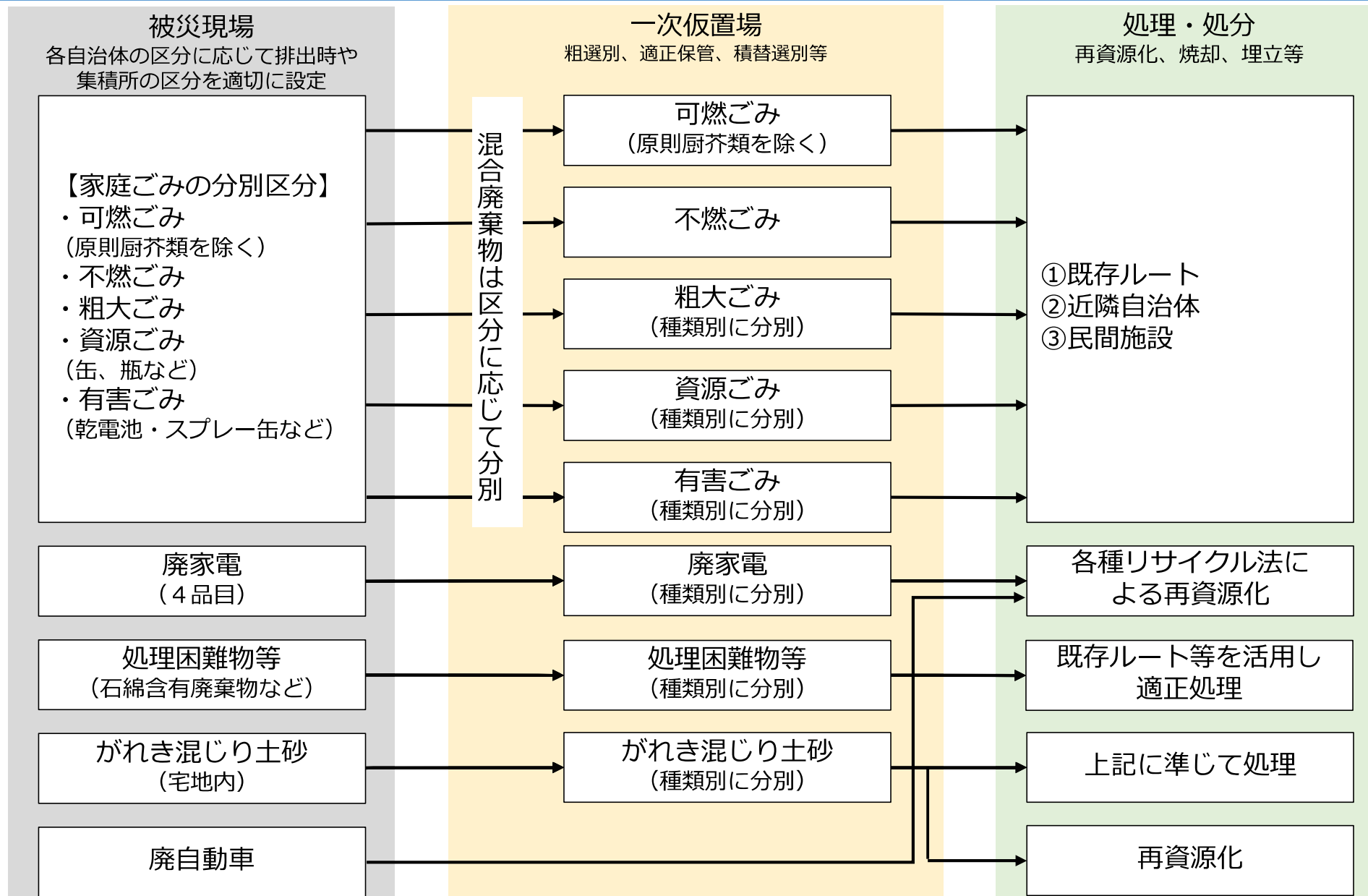
- 風水害においては、地震災害に比べて、比較的早い段階で片付けごみの排出が始まることから、発生した災害廃棄物を迅速に処理するための対策等を整理する。
- また、迅速な初動対応を行うために、予見可能な災害における発災直前及び直後等に取り組む事項を整理する。

処理の考え方等の整理について

処理の考え方

- 風水害においては、地震災害に比べて、比較的早い段階で片付けごみの排出が始まることから、平時に被災現場からの排出区分を定め、住民に対して周知するとともに、平時の既存ルートで速やかに処理できるように、処理体制を構築し、対応する。
(片付けごみの標準処理フロー参照)
 - 災害の発生が比較的予見できるため、あらかじめ検討しておいた収集・運搬体制、仮置場及び住民広報などを発災前から準備する。
(発災直前及び発災直後の主な取組参照)
 - 廃棄物の性状としては、水分を含み重量が増したもの（例：畳、布団等）も排出されることから、積込、積降に必要な作業員や重機などを多めに準備する。
 - がれき混じり土砂については、分別した上で、廃棄物と土砂に分けて処理する。
また、被災現場及び仮置場搬入時に分別を徹底し、混合廃棄物となるものの量を減らす。
- ※ 1 解体廃棄物については、地震災害の標準処理フローを活用する。水害時は、被災の規模にもよるが、解体する家屋が少ないことも予見されることから、既に所有者等によって全壊家屋等の撤去を行った場合の費用償還に関する手続（自費解体）を活用することも検討する。
- ※ 2 可燃系や不燃系の片付けごみなど既存ルートで処理が可能な種類の災害廃棄物は、被災現場から、直接、処理施設への搬入も可能となるように検討する。
- ※ 3 被災現場から仮置場への搬入に当たって戸別収集や一時的な集積を行う場合は、排出秩序（地域特性を考慮しながら分別区分や集積・回収時間の設定、集積場所の夜間使用禁止等）や収集・運搬体制を考慮する。

片付けごみの標準処理フロー



処理が終了しない廃棄物や一次仮置場を閉鎖した後の廃棄物などは、二次仮置場に移行

（参考）住家前等に排出された災害廃棄物の事例



道路脇や住家横に集積された災害廃棄物
令和2年7月豪雨 出典：環境省 災害廃棄物対策フォトチャンネル



路上や公園等に混合状態で堆積した災害廃棄物
令和元年東日本台風 出典：環境省 災害廃棄物対策フォトチャンネル

排出時の排出秩序（分別区分や集積・回収時間の設定、集積場所の夜間使用禁止等）の設定や、住民への周知が不足すると、住家横や公園等に混廃化した状態での集積を招き、その後の処理が滞る原因となる。

このような事態に陥ることを極力回避するためには、平時に被災現場からの排出区分を定め、住民に対して周知するとともに、平時の既存ルートで速やかに処理できるように、処理体制を構築し、対応することが必要となる。

一次仮置場前の片付けごみの集積について

災害廃棄物対策指針技術資料技 1 8－1 では、**仮置場等の統一した呼称を用いることを推奨している。**

「仮置場」の呼称は、文献や自治体の災害廃棄物処理計画によって異なる場合が多く見受けられ、しばしば混乱の原因となってしまう。ここで言う「仮置場」は、災害廃棄物処理のために自治体が設置・管理する場所であり、住民が自宅近傍に自ら設置した災害廃棄物の集積所や通常的生活ごみを収集するための集積場所とは異なる。

なお、**「仮置場」を示す呼称は、今後は統一した呼称を用いることが望ましい。**

都内外の相互支援等においては、用語の統一を行い、相互の共通理解を得ることが重要となることから、都としては、「仮置場」は自治体が設置するもののみに使用し、一次仮置場前に災害廃棄物を排出する場所は、次のとおりに定義することにする。

集積所

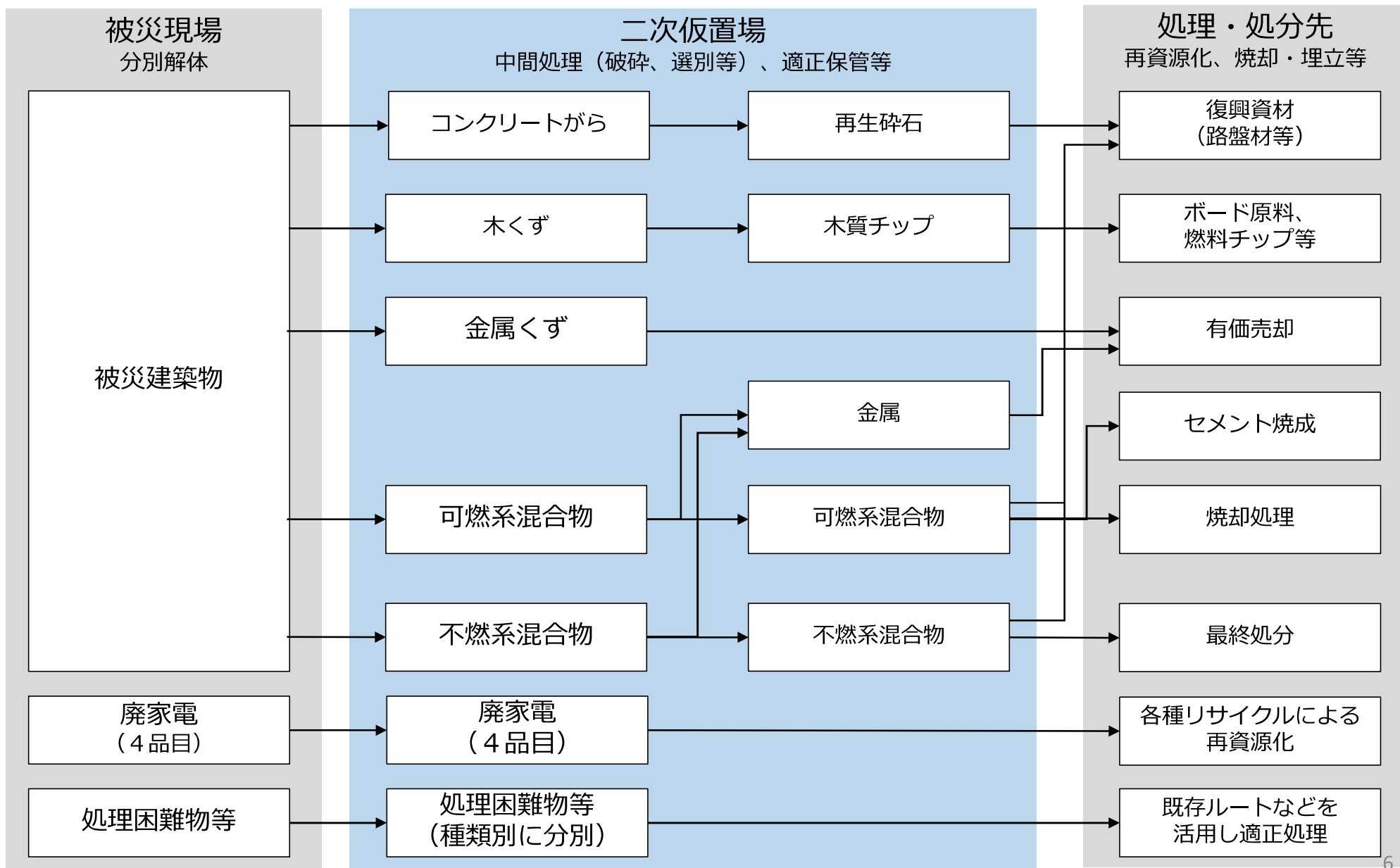
片付けごみの排出に当たって、短期的に、自治会・町内会やマンション管理組合等が設置し、自ら管理しているものであって、分別・飛散防止等がされ、区市町村が事前又は事後に把握している場所

都内区市町村の一次仮置場前に災害廃棄物を排出する場所等の用語例

地域	用語	自治体数	定義
区部	地区集積所	8自治体	住宅地等に設置し、区民が自らがれきや片付けごみを搬入する仮置き集積場所として設置する。
	応急集積場所	2自治体	救助活動、緊急道路の障害物除去作業により収集したがれきを処理体制が整うまでの間、仮置きするために、設置する。区民が自ら災害ごみを搬入する一時集積場として、設置する。
	その他：地区集積所、区民仮置場、臨時集積所（地区集積所）、第一仮置場（応急集積場所、地区集積所）、第二仮置場、災害粗大ごみ一次置場、粗大ごみ・廃家電仮置場（一次仮置場）など		
多摩地域	地区集積所	2自治体	住宅地等に設置し市民が自らがれきを搬入する仮置場。 （公園等を利用した市民に身近な場所に設置する仮置き集積場所）
	地域集積所	2自治体	被災した家屋等から出る災害廃棄物を一時的に集積する場所。被災した市民が自ら災害廃棄物を持ち込めるように、被災地域に比較的近い場所に設置する。
	その他：緊急仮置場、一次集積場所、地域仮置場／集積所、二次集積場所など		

出典：都内各自治体災害廃棄物処理計画より

（参考）解体廃棄物の標準処理フロー（現行計画からの修正）



二次仮置場を通さないルートや、被災現場から積替保管場を経由し、二次仮置場に入るルートもあることを考慮する。

(参考) 災害廃棄物の排出に係る広報等

災害ごみ

大規模な地震や水害が起こると、壊れた家具や家電などの片付けごみやゴミといった災害ごみが大量に発生します。

府中市災害廃棄物処理計画(令和2年1月作成)では、府中市に想定される立川断層帯地震により発生する災害ごみの量は、平均に年間排出されるごみの量の10.2倍と算出されています。

災害の規模によっては処理に数年を要することもあるため、市民一人ひとりが災害ごみの分別や排出ルールを守る必要があります。



災害時は、市のごみ出し情報を確認してから「災害ごみ」と「生活ごみ」を適切に分別する

災害ごみの分別例

地震や水害などの災害によって被災し、汚損や破損、水浸等により使用できなくなった家具等が災害ごみとなります。

災害の程度によって発生する災害ごみの傾向が大きく異なるため、災害が発生した場合は市が知らせるごみの排出ルールを確認してから分別を行うようお願いいたします。

※以下に示した分別例の他にも必要に応じて分別をお願いすることがあります。



生活ごみの分別

市のごみ出し情報を確認してから「災害ごみ」と「生活ごみ」を排出する

- 災害発生後に市からお知らせするごみ出し情報を確認して、ごみの排出ルールに従って排出しましょう。
- 土砂や建物の損壊により発生したガレキなども、市からお知らせするごみ出し情報を確認して排出しましょう。
- 生活ごみは災害ごみと区別して排出します。(災害で発生した生ごみは、悪臭や害虫の発生を防止するため生活ごみとして排出してください)
- 燃費ごみ(災害と関係なく発生したごみ)の排出や不法投棄、燃焼は絶対にしないでください。



災害廃棄物について

大規模な災害が発生すると、家や建物の倒壊、破損により大量のがれきや家具、家電等のごみが一斉に発生します。このように災害によって発生した廃棄物を『災害廃棄物』といいます。

災害の規模によっては、災害廃棄物の処理に数年の期間を要します。生活環境の保全と公衆衛生の確保、そして早期復興のためにも排出時の分別が重要です。

災害廃棄物はリサイクル可能な品目が多くあり、適切な分別が処理費用の削減にもつながります。

災害時は、災害廃棄物と生活ごみ(生ごみ等普段から排出しているごみ)の分別に御理解と御協力をお願いします。

八王子市
1年間のごみ量(平成30年度実績) 約15万トン
多摩直下地震で発生する災害廃棄物(推計) 約206万トン
※平時の約14年分

災害時のごみの出し方

○生活ごみ

災害時の生活ごみの収集は、災害の状況によって、収集日や分別方法など、**通常の出し方と異なる場合があります。**

○災害廃棄物

災害時は**災害廃棄物を持込むことができる場所(仮置場)**を指定する場合があります。早期処理のため、必ず分別をお願いします。

【災害廃棄物の分別区分の例】

可燃、不燃、コンクリート、木くず類、特定の家電、布団、畳、金属類、自動車類、消火器、灯油、ガスボンベ など
※分別区分は災害の状況によって異なります。



仮置場に置かれた災害廃棄物
出典：環境省ホームページ

出し方については、災害の状況によって異なります。**詳しい出し方は、災害時にホームページなどでお知らせする行政情報を確認してください。**

出典：自主防災ふちゅう第10号(令和5年2月発行)
から一部抜粋(府中市)

出典：災害時のごみの排出、分別の心構え
から一部抜粋(八王子市)

発災直前及び発災直後の主な取組

- 発生が予見できる災害については、発災前から、収集した情報を基に、あらかじめ検討しておいた収集・運搬体制、仮置場及び住民広報などを準備することが可能である。
- 特に、水害においては、水が引き片付けが始まると、一斉に災害廃棄物が排出されるという特徴があることから、発災後、迅速に行動に移せる体制等を整えることが重要となる。
- 発災直前から発災直後及び約3日間までの取組事項を、情報収集から広報までの5項目の観点から整理した。
- なお、異常な事態に直面していながら、思い込みなどにより、危険や脅威を軽視してしまわないように注意することが必要である。

段階	項目	取組事項
発災直前～	情報収集	・ 気象予報、暴風、大雨、津波、高潮又は洪水の警報及び指定河川洪水予報など
	組織体制	・ 情報収集等を考慮し、役割や手順の確認など
	収集・運搬 ※集積所含む。	・ 災害廃棄物の収集運搬等の協力要請を行う可能性のある関係者等に、収集した情報の提供や協定内容の確認など ・ 収集運搬車両等を浸水の可能性の低いエリアへの移動を検討 ・ 処理施設における浸水などへの防災対策の確認
	一次仮置場	・ 仮置場の監理等を行う可能性のある関係者等に、収集した情報の提供や協定内容の確認など ・ 仮置場候補地の場所の確認など
	広報	・ 被害の最小化への行動（浸水の可能性の低い二階以上へ貴重品などの移動）の案内 ・ 災害時のごみの出し方、分別方法等をチラシ・HPなどを準備・掲示

発災直前及び発災直後の主な取組

段階	項目	取組事項
発災直後～	情報収集	・ 区市町村ごとの被害状況の把握（建物の被害概況、浸水範囲、ライフラインの被害状況、道路状況等） ・ ごみ処理施設等に関する被害・稼働状況（管内の一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設※、収集運搬車両等） ・ 被災現場（集積所を含む。）等における災害廃棄物の発生状況 ・ 適宜情報を整理し、都や関係者等と共有
	組織体制	・ 職員の安否情報・参集情報、廃棄物処理の委託先の参集状況（業務継続に必要な要員）の確認を行い、災害廃棄物処理の実行体制を整備 ・ 参集見込等を踏まえ、必要な要員の確保が困難と判断した場合は、庁内他部署や他自治体等への支援を要請 ・ 収集した被害情報を基に、翌日以降の廃棄物処理（生活ごみ、し尿（家庭）の処理を含む。）の可否を判断
	収集・運搬 ※集積所含む。	・ 収集・運搬の二ーズ（被災現場及び集積所の状況等）の把握 ・ 仮置場の開設状況や運搬先の確保等に応じて、災害廃棄物の収集運搬の協力先等に収集・運搬委託に係る指示
	一次仮置場	・ 被害状況を踏まえて、一次仮置場の選定、確保及び監督員（自治体職員）の選任 ・ 順次確保した場所で、協力業者等に設営を指示 ・ 適宜仮置場の開設情報を整理し、都や関係者等と共有
	広報	・ 災害時のごみの出し方、分別方法等をチラシ・HP等で案内

※産業廃棄物処理施設については、八王子市市内を除いて、都が確認する。

発災直前及び発災直後の主な取組

段階	項目	取組事項
～3日目	情報収集	・ 区市町村ごとの被害状況の把握（建物の被害概況、浸水範囲、ライフラインの被害状況、道路状況等） ・ 被災現場（集積所を含む。）等における災害廃棄物の発生状況 ・ 適宜情報を整理し、都や関係者等と共有
	組織体制	・ 被害情報等を踏まえ、更なる要員の確保が必要と判断した場合は、庁内他部署や他自治体等への支援を要請
	収集運搬 ※集積所含む。	・ 収集・運搬の二ーズ（被災現場及び集積所の状況等）を把握 ・ 仮置場の開設状況や運搬先の確保に応じて、災害廃棄物の収集運搬の協力先等に収集・運搬委託に係る指示
	一次仮置場	・ 適宜仮置場の開設情報を整理し、都や関係者等と共有
	広報	・ 災害時のごみの出し方、分別方法及び仮置場等の開設情報等をチラシ・HP等で案内

※前倒し可能な項目については、前倒しで対応する。

処理困難物等の処理の考え方

本計画における処理困難物等の定義

- ・ 災害廃棄物対策指針（環境省）における有害廃棄物/危険物（有害物質が漏洩等により災害廃棄物に混入する場合など）
- ・ 大量に発生すると取扱いや処理が滞るもの
- ・ 平時に区市町村及び一部事務組合が直接処理や取扱いがないもの 等

品目	危険	有害	大量等	主な処理先	処理の留意点
石綿含有建材 （廃石綿等を含む）	○	○	○	・ 自治体、民間処理施設（管理型最終処分場） ・ 民間処理施設（溶融施設、無害化施設）	・ 原則、排出場所から処理施設へ直送する。 ・ やむを得ず石綿含有廃棄物を保管する場合は、他の廃棄物と分け、フレコンバックやドラム缶等の飛散防止措置を施し、保管場所である旨を表示する。 ・ 家屋解体時等は、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」を参考に作業を行う。
P C B廃棄物	○	○	○	・ 民間処理施設（無害化処理認定施設等）	・ PCB廃棄物は、PCB特別措置法において譲渡しが禁止されており、PCB保管事業者が法令に基づき適正に保管・処分する必要があり、仮置場への搬入は原則行わない。
廃タイヤ			○	・ 民間処理施設（リサイクル施設）	・ 一度燃えだすと消火が困難となるため、野積みした場合、山と山の間に距離を開ける必要がある。また、ひと山の面積は、消防法の規定により 500 m²が上限である。 ・ たまった水が原因で発生する蚊や悪臭の対策を講じる必要がある。 ・ タイヤに泥が付着していると処理先が受け取らない場合がある。
廃畳			○	・ 既存の処理ルート ・ 民間処理施設（リサイクル施設）	・ 水濡れしないようにブルーシート等で覆うとともに、保管時の高さ、火災に注意し、自然発火防止に努めて保管する。 ・ 腐敗するため、長期間の保管を避ける。
太陽光パネル			○	・ 民間処理施設（リサイクル施設）	・ 感電等の危険性があるので、感電防止及び水濡れ防止のために、分別保管に当たっては、受光面をブルーシート等で覆う。 ・ その他、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）」を参考に作業を行う。
ガスボンベ	○		○	・ 引き取り販売店	・ 所有者がわかる場合は所有者に返還し、不明の場合は仮置場で一時保管する。 ・ 封入ガスの種類ごとに分別する。
上記以外	－	－	－	・ 既存のリサイクルルート等	・ 災害廃棄物対策指針 技術資料等を参考に処理する。

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料等を参考に整理

処理困難物等の処理の考え方（各主体の役割）

時期		項目	区市町村及び一部事務組合	都	事業者	都民・ボランティア等
発災前		処理体制の構築	- 品目ごとの排出方法等の整理及び処理体制の構築 - 住民への排出方法等の広報準備	区市町村及び一部事務組合に対する処理先等の情報共有	- 排出方法の把握 - 行政への協力 - 退蔵品等の排出	
		情報収集等	- 有害物質の使用状況の把握 - 退蔵品等の排出促進案内等	大量に発生が予想される処理困難物等に関する情報収集	- 厳正な管理、保管 - 有害物質は各種法令に基づいた事故時の対応計画の策定等	- 防災対策 - 意識の向上
発災後	初動期～応急対策期	優先的な回収、処理体制の確保	- 住民への排出方法等の広報 - 生活環境等への影響が大きい廃棄物の優先回収 - 原則、発災前に整理した処理体制を基に、回収先や廃棄物処理業者等を確保	- 被災区市町村に対する情報提供 - 被災区市町村から応援要請を受けた場合、民間事業者団体との連絡・調整	- 安全かつ迅速な処理のための協力 - 事故時の対応計画等に基づく対応	- 適切な方法による排出 - 行政への協力
	復旧・復興期	広域処理	都内での処理が難しい場合、都を通じて広域的な処理体制を確保			

退蔵品：家庭系一般廃棄物のうち、家電製品、不燃物あるいは粗大物に分類されるもの(袋に入れて排出できる可燃物、小物類は含まない)であって、所有者が使用・利用する意思がないにもかかわらず、一定期間(3年以上)排出されずにその管理範囲にとどめ置かれ続けているもの。

出典 高齢世帯における「退蔵物」の実態に関する研究（廃棄物資源循環学会誌, Vol. 28, No. 3, pp. 200 - 209, 2017）

参照 愛知県災害廃棄物処理計画（令和4年1月）、熊本県災害廃棄物処理計画（令和3年）、宮城県災害廃棄物処理計画（平成29年8月） 等

災害種類別の特徴と留意点

項目	災害廃棄物の特徴	留意点
土砂災害	- 土砂、流木等が発生し、災害廃棄物が土砂等と混合する。 - 土砂と水分を含んだ廃棄物が排出されるため地震災害に比べて重い廃棄物が排出される。 - 家具や家電等の家財が浸水等により廃棄物となったものが多く排出される。	- がれき混じり土砂等については、バックホウの掴み装置やスケルトンバケット、振動篩機や回転式篩機、手選別等により、自然物である土砂、流木等と、廃棄物であるがれき等に分別する。 - 災害により宅地等に堆積した土砂や流木等については、要件を満たせば国交省所管の堆積土砂排除事業の活用が考えられる。なお、土砂・がれきを一括で撤去し、事後的に、重量に応じて費用を案分したうえで、災害等廃棄物処理事業と堆積土砂排除事業をそれぞれ補助申請する方法の活用も考えられる。
竜巻	- 主に屋外にあるものが巻き込まれ、混合廃棄物となり散乱する。 - 発生場所が局地的であり、また、地震災害に比べて早い段階から災害廃棄物が排出される。	屋根が破壊され吹き飛ばされた際に、降雨が発生した場合、水害時に似た性状の廃棄物が発生する可能性がある。
火山災害	降灰により屋外にある電気・電子機器などの故障や火山灰の重みによる建物被害などが発生する。	火山灰と混合状態となった廃棄物については、バックホウの掴み装置やスケルトンバケット、振動篩機や回転式篩機、手選別等により、自然物である火山灰と、廃棄物であるがれき等に分別する。
津波・高潮	- 海水や堆積物（土砂など）が災害廃棄物に付着する。 - 漁網や水産廃棄物、流木、土砂堆積物が大量に発生するほか、津波の場合は、倒壊家屋、自動車、船舶等、様々なものが混然一体となり発生する。	- 腐敗・悪臭・汚水が発生するため、生活環境の保全に影響を及ぼす廃棄物等は優先的に処理する。 - 可燃物は海水や堆積物が大量に付着しているために、焼却炉を傷めたり、焼却残渣が大幅に増加する場合がある。 - 災害により宅地等に堆積した土砂や流木等については、要件を満たせば国交省所管の堆積土砂排除事業の活用が考えられる。なお、土砂・がれきを一括で撤去し、事後的に、重量に応じて費用を案分したうえでそれぞれ補助申請する災害等廃棄物処理事業との連携も活用が考えられる。

【注釈】最新の知見等については、適宜追加する。

参照：市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き 環境省東北環境事務所 関東地方環境事務所（平成30年3月）

平成30年7月豪雨に伴う広島市の災害廃棄物処理の記録 環境省中国四国地方環境事務所 広島市（令和3年3月）

つくば市で発生した竜巻による災害廃棄物とその処理 （独）環境研究所（平成24年7月）

大規模噴火時の広域降灰対策について 中央防災会議 防災対策実行会議 大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ（令和2年4月）

倉敷市災害廃棄物処理計画（令和3年3月）、兵庫県災害廃棄物処理計画（平成30年8月）、神戸市災害廃棄物処理指針（平成30年3月）

《背景》

- 災害廃棄物対策指針技術資料技 1 4 - 2 では、発災前の災害廃棄物処理計画の策定又は改定時の推計の目的として、**「処理すべき災害廃棄物量の規模感を得るとともに、一定の目標期間内に処理を完了するための品目毎の処理・処分方法を示した処理フローを、平時において具体的に検討するために発生量の推計を行う。」**とあり、仮置場の必要面積の算定に当たっての基礎的な情報としても、重要な位置づけにある。
- 一方で、留意点としては、次の 2 点を上げている。
 - ✓ 発災前に得られる推計値は、あくまで想定した災害のもとでの推計値であり、災害時に実際に発生する災害廃棄物の量とは一致しない。
 - ✓ どのような前提条件で災害・被害を想定・推計した値であるかを理解し、得られた結果の意味（例えば、最大値を考えているのか、最頻値を考えているのか等）を適切に解釈することが重要である。
- 水害においては、地震災害に比べて、片付けごみが多く排出されるとともに、住家の解体率が低くなることから、従来の災害廃棄物発生量の推計方法及び発生原単位とは異なる考え方が必要となる。
- また、第 1 回部会にて意見の上がった、発災前の準備段階の推計だけでなく、発災後の推計方法についても、整理することが求められている。

《目的》

- 水害時において、処理すべき災害廃棄物の規模感を得るために、発災前の発生量について推計する。
- また、発災前、発災後の各段階の推計の目的及び推計方法を整理する。

各段階における推計の目的と活用できる情報

発生量推計の意義：発生量推計は、仮置場の必要面積や収集運搬の必要車両数の算定、応援要請の検討など処理方針の決定の際に必要となる。災害等廃棄物処理事業費補助金の災害査定においては、発生量の推計に至る考え方や根拠が重要視される。また、必要な組織体制の検討の根拠になることから、新たな情報を基に、随時見直しを図る。

時期等 (着手)	推計の主目的	災害情報 (○)		被害情報 (□)		災害廃棄物情報 (△)		水害時の推計に活用できる情報	
		想定	実測	推計	実測	推計	実測		
発災前	処理計画における 災害廃棄物の規模 の設定	○	→	□	→	△		・土地利用現況調査 ・洪水浸水想定区域図 ⇒建物情報と洪水浸水想定区域図の重ね合わせ により被害棟数を推計	
発災後、災害の規模や被災状況等に応じて、1週間等の単位で短期の目標を設定し、逐次その達成状況を把握、検証しながら継続的な改善をしていく。									
発災直後※ (1週間以内)	被災の規模感の 把握			●	→	■	→	▲	・航空写真などの地図情報 ・実被害範囲（現地確認や、気象庁発表資料、人 工衛星画像などの浸水範囲等から） ・決壊場所などの現地確認における浸水高さ情報 ⇒建物情報と実被害範囲等との重ね合わせによ り被害棟数を推計
実行計画※ (1か月～)	処理フローの構築			●	→	■	→	▲	・仮置場への搬出入量情報等（片付けごみ） ・り災証明書（発行見込み・発行済み） ・解体見込み数（自費解体・公費解体） ・処理済み量
実行計画改定※ (6ヵ月～1年)	発生量の確定					■	→	▲	・仮置場への搬出入量情報等（片付けごみ及び解 体廃棄物） ・り災証明書（発行済み） ・解体申請数（延床面積） ・処理済み量

【注】同じ図形の中で色が濃いほど確度の高い情報であることを示す。

また、面積が大きいほど、全体像のうち把握できている部分の割合が大きいことを示している。

【凡例】災害情報 (○)：浸水域、震度分布等 被害情報 (□)：建物被害棟数、解体棟数、その他の物的被害の量

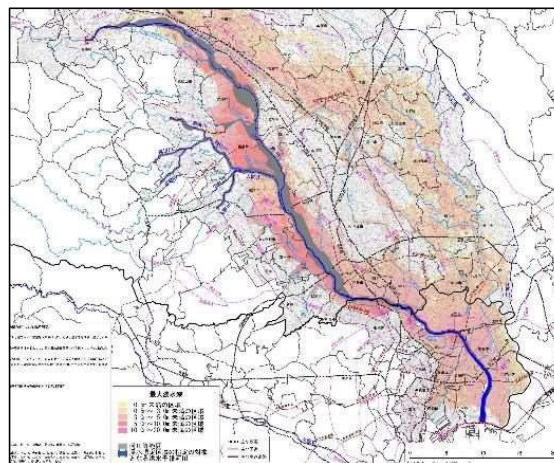
災害廃棄物情報 (△)：発生量、要処理量、搬入済量、処理済量等

※散乱ごみや、市街地に流入した木、枝葉や土砂等は、被害の状況に応じて適宜発生量推計値に追加する。

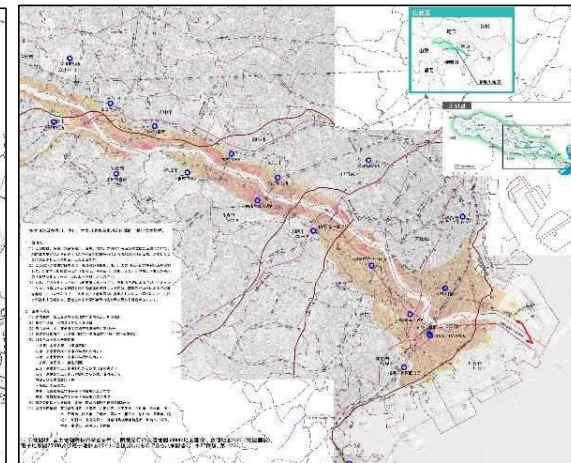
発災前の発生量推計方法《建物被害の推計》

《対象河川の選定》

- 東京が甚大な被害を受けるおそれがある大河川を対象とし、東京都地域防災計画（風水害編）の大河川として記載されている4河川の中から、都内で幅広い地域が被害を受ける荒川水系荒川、多摩川水系多摩川、浅川、大栗川を選定した。
- 水防法の規定により定められた想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を活用し、災害廃棄物発生量の最大値と言う観点から推計を行った。なお、実際の災害においては、実被害に基づき推計を行う。



荒川水系荒川
洪水浸水想定区域図（想定最大規模）



多摩川水系多摩川、浅川、大栗川
洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

《建物被害（全壊、半壊、床上浸水、床下浸水）の分類》

- 国土交通省関東地方整備局が作成した洪水浸水想定区域図及び東京都都市整備局が行った土地利用現況調査に関する調査結果等から、建物の構造と浸水深ごとに区分を設定する。
- 浸水深1.5～3.0m未満の被害については、浸水深と被害率の関係（※1中央防災会議及び神奈川県地震被害想定調査より設定）から全壊及び半壊棟数を算定し、残りは床上浸水に分類する。
 - ※1 木造・非木造ごと、また人口集中地区・それ以外について、浸水深ごとに建物が全壊・半壊となる割合をまとめたもの。
- 非木造の住宅は、洪水浸水想定区域図作成マニュアルを参考に、基本的には倒壊しないと仮定する。ただし、河岸浸食※2の場合は倒壊することを考慮する。

※2 河岸浸食とは、洪水の流れにより河岸が侵食される（削り取られる）ものであり、河岸侵食が生じると、家屋の基礎を支える地盤が流出し、侵食範囲にある家屋については家屋本体の構造によらず倒壊・流出の危険が生じる。

		建物種別等		
		木造住宅	非木造住宅	木造・非木造住宅
		河岸浸食区域外		河岸浸食区域内
浸水深	0.1～0.5m未満	・床下浸水	・床下浸水	・全壊
	0.5～1.5m未満	・床上浸水	・床上浸水	
	1.5～3.0m未満（0.5m刻み）	・全壊 ・半壊 ・床上浸水	・床上浸水	
	3.0m以上	・全壊	・床上浸水	

建物種別等と浸水深の関係図

発災前の発生量推計方法《推計式及び発生原単位》

《推計式》

災害廃棄物発生量 = 解体廃棄物 + 片付けごみ

解体廃棄物 = 水害における木造全壊発生原単位※2 × 木造全壊棟数

+ 水害における木造半壊発生原単位※2 × 木造半壊棟数

+ 1.0トン/㎡ × Σ非木造解体延床面積

片付けごみ = 床上浸水発生原単位 × (床上浸水世帯数※1 + 木造全壊棟数 + 木造半壊棟数) + 床下発生原単位 × 床下浸水世帯数※1

※1 非木造世帯数も含む。※2 解体率は最新の知見を踏まえて適宜見直していく。

項目（１棟当たりの発生量）					備考
	片付け ごみ	解体 廃棄物			
水害における 木造発生原単位	×	○	全壊	２８.９トン/棟	・東京都統計年鑑 ・中央防災会議（２００１） ・解体率 全壊５１.５％ 半壊２４.８％
			半壊	１３.９トン/棟	
床上浸水 発生原単位	○	×	４.６トン/世帯		・災害廃棄物対策指針 技術資料１４-２から ・木造・非木造共通
床下浸水 発生原単位	○	×	０.６２トン/世帯		

（参考）解体廃棄物の発生原単位は、解体率を考慮する。
なお、片付けごみは、解体の有無にかかわらず発生すると想定した。

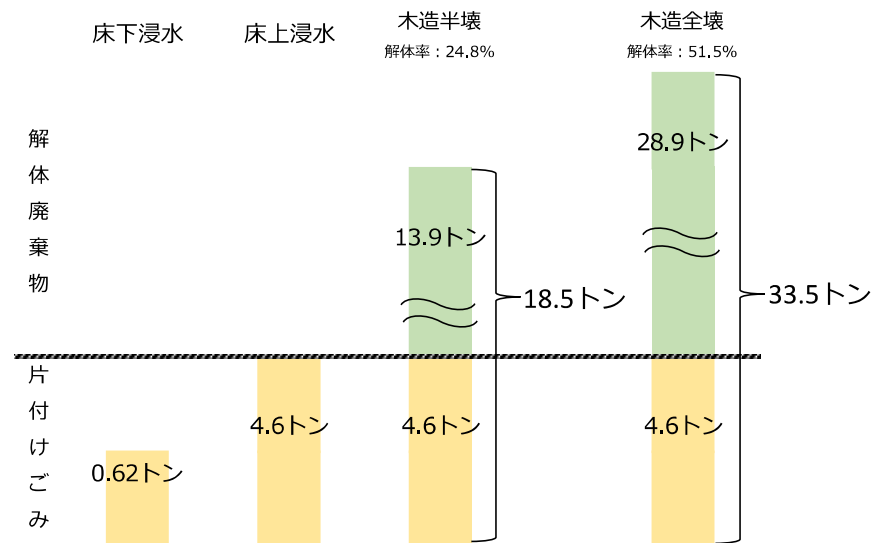
木造全壊 **33.5トン/棟**

(60.8トン/棟 - 4.6トン/世帯) × 51.5% + 4.6トン/世帯

木造半壊 **18.5トン/棟**

(60.8トン/棟 - 4.6トン/世帯) × 24.8% + 4.6トン/世帯

水害における発生原単位の考え方



	被害数	解体件数	解体率
全壊	4,646棟	2,393棟	51.5%
半壊※	846棟	210棟	24.8%

※半壊は、大規模半壊を含む。
参照：平成30年7月豪雨に伴う倉敷市の災害廃棄物処理の記録データより

発災前の発生量推計結果（参考値）

災害廃棄物量の推計結果

		全壊棟数	半壊棟数	床上浸水 世帯数	床下浸水 世帯数	解体廃棄物 (万トン)	片付けごみ (万トン)	廃棄物発生量 合計 (万トン)
荒川水系	区部	176,210	21,432	349,788	29,643	498	255	753
	多摩地域	0	0	0	0	0	0	0
	都内計	176,210	21,432	349,788	29,643	498	255	753
多摩川水系	区部	14,405	10,026	67,233	3,262	58	42	100
	多摩地域	32,084	6,288	42,927	11,908	130	38	167
	都内計	46,490	16,314	110,161	15,170	188	80	268

《参考 1》都心南部直下地震時の災害廃棄物量の推計結果

	全壊棟数	半壊棟数	焼失棟数	廃棄物発生量 (万トン)
区部	77,031	173,223	103,282	2,888
多摩地域	5,168	34,124	8,950	277
都内計	82,199	207,348	112,232	3,164

首都直下地震等による東京の被害想定 報告書（東京都防災会議）から引用

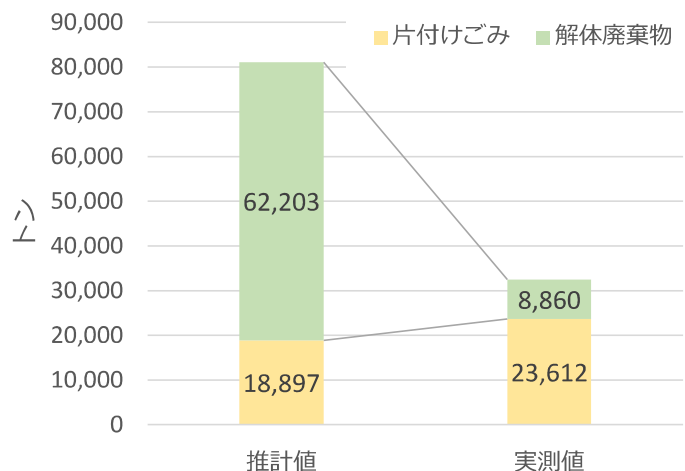
《参考 2》平成 30 年 7 月豪雨

	全壊棟数	半壊棟数	一部破損	床上浸水	床下浸水	廃棄物発生量 (万トン)
平成 30 年 7 月豪雨 (岡山県、広島県、愛媛県) 処理期間約 2 年	6,603	10,012	3,457	5,011	13,737	190

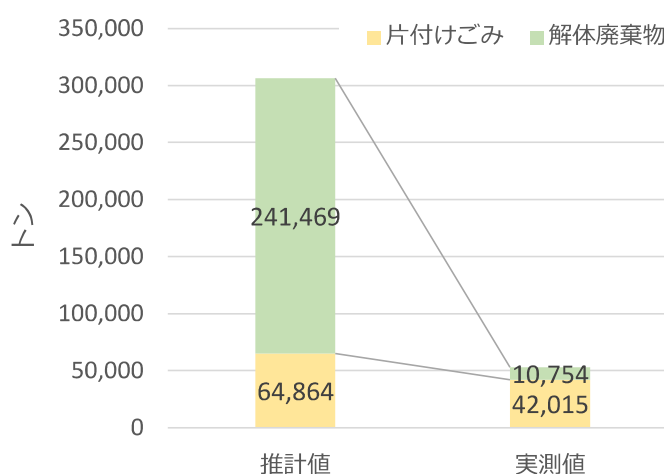
第 1 回 令和 3 年度災害廃棄物対策推進検討会 近年の自然災害における災害廃棄物対策について（環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室 令和 3 年 12 月 13 日）を引用

(補足資料) 推計値と実測値の比較

令和元年東日本台風（茨城県）



令和元年東日本台風（栃木県）

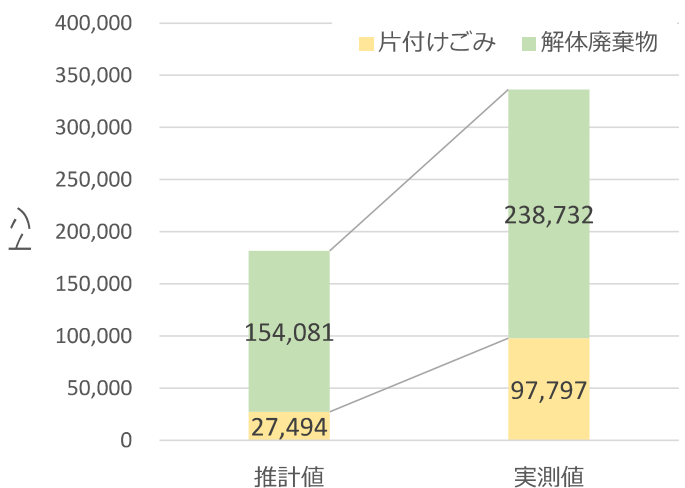


	茨城県	栃木県
全壊	147	83
大規模半壊	—	—
半壊	1,609	5,252
一部損壊	1,744	8,744
床上浸水	532	3
床下浸水	564	140

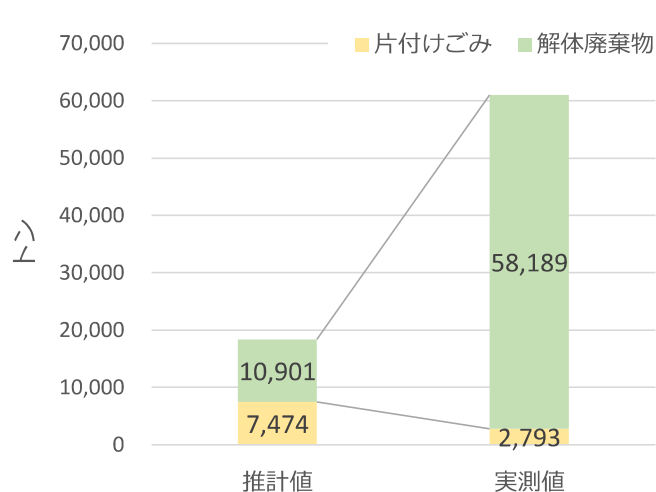
住家被害状況

出典：令和元年災害廃棄物処理に関する記録誌（その2 東日本台風）（令和4年3月）

平成30年7月豪雨（倉敷市）



平成30年7月豪雨（広島市）



	倉敷市	広島市
全壊	4,646	111
大規模半壊	452	—
半壊	394	358
一部損壊	369	130
床上浸水	116	894
床下浸水	0	978

住家被害状況

出典：平成30年7月豪雨に伴う倉敷市の災害廃棄物処理の記録（令和3年3月）
平成30年7月豪雨に伴う広島市の災害廃棄物処理の記録（令和3年3月）

- 災害の様相により解体率が異なることが考えられるため、適切な解体率の設定が必要となる。
- 散乱ごみや、市街地に流入した木、枝葉や土砂等を考慮することが必要となる。

⇒実際の災害の様相により推計値と実測値の差が大きくなることが考えられるため、適切に状況を加味することが必要となる。

発災後の発生量推計方法

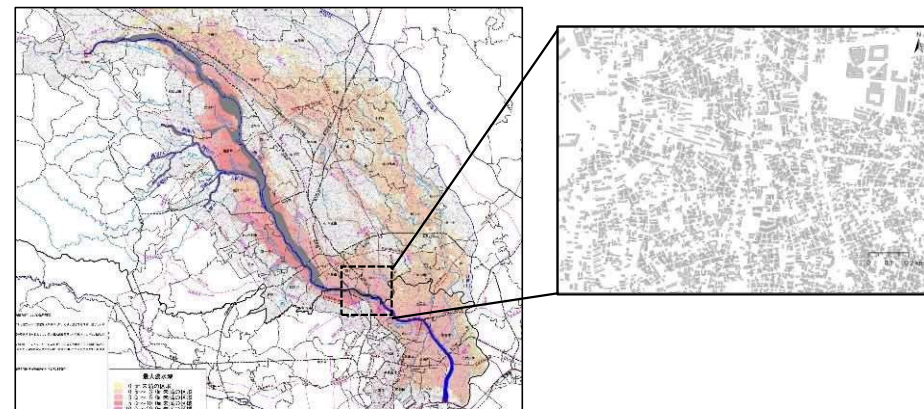
発災直後の発生量推計方法

【推計に当たっての考え方】

発生した災害の実被害範囲及び浸水深から、建物被害棟数を推計し、原単位を乗じて発生量を推計

【活用できる情報等】

- 実被害範囲図（現地確認や、気象庁発表資料、人工衛星画像等の浸水範囲等）（複数の情報があると精度が向上）
 - 決壊場所における高さの現地確認（決壊ポイントごとに高さ情報があると精度が向上）
 - 航空写真などの地図情報から建物状況 等
- ⇒ 以上の情報等により、発生量を推計（土砂や湿潤した廃棄物の影響等の考慮が必要（推計値の1.25～2倍））



地図情報からの建物状況等の確認

実行計画（第1報）以降の発生量推計方法

【推計に当たっての考え方】

当初発生量推計値情報に加えて、仮置場情報や災証明書などの情報により、推計値を修正

【活用できる情報等（実行計画（1か月後～））】

- 仮置場への搬入搬出台数の管理情報等（片付けごみの推計）
- り災証明（発行済み・発行見込み）に基づく建物撤去予定棟数等（解体廃棄物の推計）
- 解体見込み数（申請書類や住家の被害判定時におけるヒアリングなどから）（解体廃棄物の推計）
- 処理済み量

【活用できる情報等（実行計画改定（6ヵ月～1年））】

※廃棄物処理の目途がついたタイミングが目安

- 仮置場への搬入搬出台数の管理情報等（片付けごみ及び解体廃棄物の推計）
- り災証明（発行済み）に基づく建物撤去予定棟数等（解体廃棄物の推計）
- 解体申請数（延べ床面積）（解体廃棄物の推計）
- 処理済み量

搬入搬出台数の管理情報等からの推計

仮置場での搬入台数の管理情報①

	搬入台数
	9月14～19日
A 仮置場	3,037台
B 仮置場	1,542台

仮置場での災害廃棄物の状況から、重量を算出②

	木くず	瓦	畳		合計
A 仮置場	880m3	600m3	720枚	≈	3,248m3
B 仮置場	867m3	200m3	750枚		2,184m3
A 仮置場	352t	240t	23t	≈	1,520t
B 仮置場	347t	80t	24t		1,105t

①及び②から搬入台数1台当たりの重量を算出

	搬入台数1台当たりの重量
A 仮置場	0.50t/台
B 仮置場	0.72t/台

今後の仮置場における災害廃棄物推計値

	搬入台数	推計値
	9月20、21日	
A 仮置場	596台	1,818t
B 仮置場	778台	1,662t

発生量推計における区市町村と都の役割

- 発災直後などは、被害棟数が明らかになっていないことが多く、災害対策本部等から出される被災情報（建物被害棟数）による推計は困難となることが想定されるため、利用可能な情報が限られている中での算定となる。
- そのため、推計に当たっては、航空写真等の建物情報と現地確認等の実被害範囲との重ね合わせ等により被害棟数を推計するとともに、被害認定調査により徐々に精度が高くなる建物被害情報等により推計値の修正を掛けていくことが求められる。
- また、発生量推計においては、片付けごみ、解体廃棄物以外にも、散乱ごみ等への考慮が適宜必要となる。
- よって、発生量推計については、一定程度の経験等が必要なることから、都の支援が必要となることが想定されるため、区市町村と都が発災前及び発災後に担う役割を整理した。

	区市町村	都
発災前	• 発生量推計方法の習得 • 災害フェーズごとの推計目的及び得られる結果への理解	• 発生量推計方法の研修の実施 • 発災前の推計結果の提供 • 最新の予測手法の調査及び提供
発災後	• 発生量の算定 • 現地確認情報の提供	• 発生量の算定方法の周知 • 必要に応じて現地確認等に職員の派遣 • 発生量推計に係る技術的助言

部会	拡大部会	主な議題等
東京都廃棄物審議会総会（第 2 7 回）（諮問）		
第 1 回 12月22日		・ 東京都廃棄物審議会災害廃棄物処理計画部会の設置の経緯等について ・ 計画改定において対象とする災害と災害廃棄物について ・ 風水害等への対応強化 ・ 災害廃棄物処理計画の更なる実効性向上 ・ 今後のスケジュールについて
第 2 回 1月31日		・ 【審議事項】 風水害等への対応強化
	第 1 回 2月22日	・ 拡大部会の設置について ・ 計画改定の背景について ・ 拡大部会の検討事項等（風水害等への対応強化）
第 3 回		・ 第 1 回拡大部会の検討事項の振り返り ・ 【審議事項】 災害廃棄物処理計画の更なる実効性向上
	第 2 回	・ 第 3 回部会での審議内容の共有 ・ 拡大部会の検討事項（災害廃棄物処理計画の更なる実効性向上）
第 4 回		・ 第 2 回拡大部会の検討事項の振り返り ・ 計画（中間まとめ案）
東京都廃棄物審議会総会（第 2 8 回）（中間まとめ）（5月中旬）		
		・ パブリックコメント
第 5 回		・ 計画（案）
東京都廃棄物審議会総会（第 2 9 回）（答申）（9月上旬）		
新計画策定（9月下旬）		